

法 学 号 外
平成 30 年 2 月 5 日

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」及び「歯・
口の健康啓発標語コンクール」の実施について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田
電話 019-629-5041 FAX 019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

日学歯発第280号
平成30年2月1日

都道府県庁
私立学校主管課 御中

一般社団法人 日本学校歯科医会
会長 川本 強
<公印省略>

平成30年度「歯・口の健康に関する图画・ポスターコンクール」及び
「歯・口の健康啓発標語コンクール」の実施について

平素より学校歯科保健活動ならびに本会会務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では歯科保健の普及・向上を目的として標記事業を実施しており、全国の学校を対象に、本会の加盟団体〔都道府県（市）学校歯科医会または歯科医師会〕を通して作品を募集ならびに表彰し、文部科学省より文部科学大臣賞の交付も受けております。

標記コンクールは公立学校だけでなく私立学校を含む全国の学校を対象としており、私立学校を主管する貴課へ標記事業へのご理解とご協力をお願い申し上げたく、今年度の募集要項を送付申し上げる次第です。

なお、募集に関しましては本会の加盟団体を通して行っておりますので、詳細につきましては貴地区管下の本会加盟団体にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。各加盟団体の連絡先につきましては、本会ホームページの「加盟団体」一覧表をご参照ください。

また、私立学校に対する本事業への周知ならびに参加への呼びかけにつきましても、ご配慮いただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。



平成 30 年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」要項

名 称：平成 30 年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」
主 催：一般社団法人日本学校歯科医会
後 援：文部科学省、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人日本歯科医師会（予定）
協 賛：ライオン株式会社
対 象：国公私立を問わず、全国の幼稚園(幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む)、
小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の児童、
児童生徒の作品
応 募：児童、児童生徒の歯・口の健康に関する図画もしくはポスターを日本学校歯科医会
加盟団体が、各都道府県・指定都市教育委員会等と審査・選考の上、日本学校歯科
医会へ応募する。
応募締切：平成 30 年 9 月 21 日（金）（日本学校歯科医会必着）

応募方法：

1. 応募数
幼稚園(幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む)、小学校低学年（1年生～3年生）、
小学校高学年（4年生～6年生）、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・児童生徒の作品
より各 1 点ずつの合計6 点を応募できることとする。なお、義務教育学校、中等教育学校
の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校
の部、高等学校の部から各 1 点ずつ応募できることとする。
2. 高等学校の部は CG 作品の応募も可とする。
3. 作品は個人の作品とし、他団体等の主催するコンクール等に応募していない未発表のもの
とする。
4. 特定の歯科用品名・商品名の記載のことと。
5. ポスターの場合「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」と記すこと。
6. いずれも画用紙の大きさは四ツ切もしくは B3 サイズとする。
(これ以外の用紙での応募も認めるが、審査において不利になる場合がある)
7. 作者が当該年度に作成した作品を応募すること。
8. 応募の際は、作者の学校名（市区町村名から記入）、学年（幼稚園は年齢）、氏名、フリガ
ナを記すこと。
9. 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破
損等について、本会では責任を負わない。
10. 審査後、受賞した児童、児童生徒の学校（園）名・学年・氏名を日本学校歯科医会会誌並
びにホームページ等で公表するので、公表について当該学校もしくは教育委員会等へ確認す
ること。なお、公表に異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へ予め連絡すること。
11. 個人や学校からの直接応募は受け付けない。

応募の流れ

学校等からの各選定機
関(団体)への応募
(本会加盟団体の規定に
準ずる)

本会加盟団体、各都道
府県・指定都市教育委
員会等と選定

加盟団体により、日本
学校歯科医会へ応募

選考の基準 :

1. 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
2. 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のこと。
3. むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通して歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。
4. 子供らしさがあり、のびのびした表現であること。
5. 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
6. 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。

審査委員会の設置と審査 :

日本学校歯科医会に有識者からなる「図画・ポスターコンクール審査委員会」を設置し、別に定める「選考の基準」により審査を行う。

表 彰 :

応募された作品のうち、幼稚園の部、小学校低学年（1年生～3年生）の部、小学校高学年（4年生～6年生）の部、中学校の部、高等学校の部、特別支援学校の部から特に優れている作品を各1点ずつ最優秀賞として表彰する。また各2点ずつを優秀賞として表彰する。なお、最優秀賞のうち小学校の部から1点と中学校の部からの1点を文部科学大臣賞に申請する。最優秀賞、優秀賞に該当しなかった作品は佳作として表彰する。なお、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部・小学校高学年の部・中学校の部・高等学校の部において表彰する。

また、表彰にあたって、本会は下記の賞状等を、応募団体である日本学校歯科医会加盟団体へ一括して送付し、加盟団体において適宜の方法をもって応募者へ授与してもらうこととする。

1. 最優秀賞作品には、賞状（文部科学省、日本学校歯科医会）副賞（日本学校歯科医会）
2. 優秀賞作品には、賞状、副賞
3. 佳作には、賞状、参加賞

審査発表日：平成30年10月上旬を予定

作品の返却及び著作権

本会は全ての応募作品は応募団体である加盟団体へ返却する。なお、応募作品の著作権は主催者に帰属することとし、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。

平成 30 年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」要項

名 称：平成 30 年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」
主 催：公益社団法人日本歯科医師会
共 催：一般社団法人日本学校歯科医会
方 法：日本学校歯科医会加盟団体は、各都道府県・指定都市教育委員会等と協議の上、下記の応募方法によって小・中学校（小学部・中学部）の児童生徒の標語を日本学校歯科医会へ応募する。
備 考：審査結果については、受賞された方の学校名・学年・氏名を日本学校歯科医会会誌並びにホームページに掲載いたします。応募に際して当該学校もしくは教育委員会等へご確認の上、氏名等を掲載することに異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へご連絡ください。

応募締切：平成 30 年 9 月 21 日（金）（日本学校歯科医会必着）

選考の基準

1. 口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンになるような標語という点に重点を置く。
2. 教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のこと。

応募の際の注意事項

1. 特定の歯科用品名・商品名の記載のこと。
2. 「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」と記すこと。
3. 他の団体の主催するコンクール等に応募していないこと。
4. 応募作品は、作者によるオリジナル作品とする（過去に本コンクールにおいて入賞した標語と同一もしくは著しく酷似している作品は選考対象外とする）。

審 査

日本学校歯科医会が募集した作品を、日本歯科医師会は審査会を設けて審査を行い、日本歯科医師会会长が表彰する（日本学校歯科医会は審査にも関与する）。

審査発表日：10 月中旬を予定（審査会は日本歯科医師会が行う）

表 彰

日本学校歯科医会は下記の賞状等を、応募団体である本会加盟団体へ一括して送付し、加盟団体において適宜の方法をもって応募者へ授与してもらうこととする。

1. 最優秀賞作品は、賞状等を添えて表彰する。
2. 最優秀賞以外の応募作品は代表賞として、賞状をお送りする。

作品の帰属

標語の著作権は、日本歯科医師会並びに日本学校歯科医会に帰属し、両会による協議の上、歯科保健啓発の目的で、応募作品の通りまたは一部改変して使用できるものとする。

使 用

最優秀作品は、平成 31 年度「歯と口の健康週間（平成 31 年 6 月 4 日～10 日）」を中心に、口腔衛生普及に関する全国的な広報啓発活動に使用する。

応募方法

1. 対 象：小学校（部）1年生～中学校（部）3年生。なお、いずれの場合も特別支援学校児童生徒の作品も含まれる。
2. 応募数：優秀と認められる標語作品を1点応募のこととする。
3. 別添の所定の様式で応募すること。
4. 応募ポスターに書かれている標語と同じでも可だが、所定の様式で別途に応募すること。
5. 作者が当該年度に作成した作品を応募すること。
6. 作品は未発表のものとする。

平成30年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」
応募用紙

加盟団体名	学校名	学年	氏名	標語

- 当該作品はオリジナル作品であることを作者に確認済みです。(チェックを入れる)
※チェックがないものはオリジナルでないと判断し審査対象外となります。
- 当該作品は過去に本コンクールにおいて入賞した標語と同一の、もしくは著しく
酷似した作品でないことを確認済みです。(チェックを入れる)
※別添の一覧と照らし合わせてよく確認してください。
※チェックがないものはオリジナルでないと判断し審査対象外となります。
- 全ての項目が正しく記載されていることを確認済みです。(チェックを入れる)
※賞状には学校名、学年、氏名が記載されます。特に氏名の表記について
充分に確認の上、ご応募ください。

歯の衛生週間 標語一覧

年度	週間の名称	標語	話
昭和3	ムジ歯予防デー
4	"	46 "	" よい歯で よのかみ よいからだ
5	"	47 "	"
6	"	~	"
7	"	59 "	" (合言葉:一生自分の歯で食べよう)
8	"	~	"
9	"	62 "	"
10	"	63 "	歯がだいいじ食べる楽しみいつまでも 歯がだいいじ食べる楽しみいつまでも
11	"	平成1 "	歯がだいいじ食べる楽しみから歯ぐきから
12	"	2 "	" (重点目標:8020運動の推進)
13	"	3 "	長生きは丈夫な歯から歯ぐきから
14	護歯日	4 "	心がけひとつで延びる歯の命
15		5 "	「おいしいね」かめる喜びみんなの幸せ
16		6 "	80年 心も元気 歯も元気
17	健民運動ムシ歯予防運動	7 "	いつまでも みがいでかんで ジょうぶな歯
18		8 "	かがやく歯 あなたの笑顔の パートナー
19		9 "	めざそよ 家族全員 きれいな歯
20	太平洋戦争のため全国統一した運動は中止	10 "	歯がぐくる こころの元気 からだの元気
21	地域の実情に応じた運動展開を通知	11 "	じょうぶな歯 健康づくりの 第一步
22		12 "	わたくしの歯 みらいへつづく たからばこ
23		13 "	いつまでも すてきな笑顔と かがやく歯
24	口腔衛生週間	14 "	じょうぶな歯 いつもごはんが おいしいね
25	"	15 "	ごちそうさま おはしを ブラシに 持ちかえる
26	"	16 "	ずっとずっと いつしょがい的な 自分の歯
27	口腔衛生強調週間	17 "	ありがどう いつもはたらく 歯に感謝
28	"	18 "	かみしめる 生きる喜び 歯とともに
29	"	19 "	広げよう 「歯も」から始まる 健康づくり
30	"	20 "	みがにこうよ 未来へ繋げる ジょうぶな歯
31	口腔衛生週間	21 "	はみがきは じょうぶなからだの たいいつば
32	"	22 "	健康は 食から 歯から 元気から
33	歯の衛生週間	23 "	歯と口の健康週間
34	"	24 "	おりたい 未来の自分に きれいな歯
~	"	25 "	健康も 楽しい食事も いい歯から
43	"	26 "	「おいしい」と「元気」を支える 丈夫な歯
44	"	27 "	のはそよ 健康寿命 歯みがきで
45	"	28 "	(標語の設定なし)
		29 "	歯をみがこうそれが我が家家の合言葉